明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令の一部を改正する省令（総務四）　一

〔告　示〕
○衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出があった件（総務二六、二八）　二
○衆議院比例代表選出議員の選挙における名簿登載者の選定の手続について異動の届出があった件（同二七、二九）
○衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件（中央選挙管理会一）
○衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について異動の届出があった件（同二）
○野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件（農林水産一九〇）　三
○道路に関する件（東北地方整備局一四、一五）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（関東地方整備局二九）
○道路に関する件（同三〇）
○道路に関する件（中部地方整備局一二～一四）
○道路に関する件（近畿地方整備局一五、一六）

〔官庁報告〕
官庁事項
中部地方整備局公示（中部地方整備局）

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、日本放送協会放送受信規約の一部変更関係　五〇
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　五二
会社その他
会社決算公告　五三

省令

○総務省令第四号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第一項及び第二項の規定に基づき、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月三日

総務大臣　金子　恭之

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令の一部を改正する省令

総務省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（会計監査報告の作成） **第二十九条の二**　［略］ ［2　略］ 3　会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。 ［一～三　略］ 四　第二号の意見があるときは、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容と通則法第三十九条第一項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容	（会計監査報告の作成） **第二十九条の二**　［同上］ ［2　同上］ 3　［同上］ ［一～三　同上］ ［新設］
五　［略］ 六　［略］ 七　［略］	四　［同上］ 五　［同上］ 六　［同上］